

## ○行田市市民活動やる気応援助成金交付要綱

平成25年3月29日告示第71号

## 改正

平成25年6月27日告示第184号

平成26年3月5日告示第42号

## 行田市市民活動やる気応援助成金交付要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、市民、NPO及び地域活動団体が様々な分野で主体的に行う活動又はNPO法人等が活動開始期に行う基盤整備に対し、予算の範囲内において行田市市民活動やる気応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、多様な主体による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住する者、市の区域内に存する事業所に勤務する者又は市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (2) NPO 特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体その他の社会貢献活動を行う非営利団体をいう。
- (3) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人をいう。
- (4) 地域活動団体 地域課題の解決を目的とした地域住民による自主的かつ主体的な活動を行う団体をいう。

## (助成事業の種類等)

**第3条** 助成の対象団体、対象事業並びに対象経費、助成率、上限額、対象期間及び交付制限は、次の区分に応じて別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 新たな取組応援事業
- (2) スタート応援事業

## (提案)

**第4条** 助成金の交付を受けようとする団体（以下「提案団体」という。）は、行田市市民活動やる気応援助成金事業提案書（様式第1号）のほか、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出

するものとする。

- (1) 新たな取組応援事業に係る提出書類
  - ア 新たな取組応援事業計画書（様式第2号）
  - イ 事業詳細計画書（様式第4号）
  - ウ 収支予算書（様式第5号）
  - エ 会員名簿（様式第6号）
  - オ 団体の定款又はこれに準ずるもの
  - カ 活動実績一覧（様式第7号）
  - キ その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

- (2) スタート応援事業に係る提出書類
  - ア スタート応援事業計画書（様式第3号）
  - イ 事業詳細計画書（様式第4号）
  - ウ 収支予算書（様式第5号）
  - エ 会員名簿（様式第6号）
  - オ 団体の定款又はこれに準ずるもの
  - カ 活動実績一覧（様式第7号）
  - キ 認証書又はNPO法人化に向けた取組実績が確認できる書類
  - ク その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

（助成事業の審査）

**第5条** 助成事業の審査は、行田市市民公益活動推進委員会設置条例（平成25年条例第34号）に定める行田市市民公益活動推進委員会（以下「委員会」という。）が、次の各号に定める基準に従い審査するものとする。

- (1) 新たな取組応援事業 新たな取組応援事業審査、評価基準表（別表第2）に定める基準
- (2) スタート応援事業 スタート応援事業審査、評価基準表（別表第3）に定める基準

2 委員会は、提案書類による審査のほか、提案団体からの提案説明による審査を行うものとする。

（採択の決定）

**第6条** 市長は、前条の審査結果を踏まえ、助成の可否を決定し、行田市市民活動やる気応援助成金事業採択（不採択）通知書（様式第8号）により提案団体へ通知するものとする。

（交付手続）

**第7条** 助成事業として採択する旨の通知を受けた団体は、行田市補助金等交付規則（昭和52年規

則第6号)に基づき、手続を行うものとする。

(情報発信)

**第8条** 助成金の交付を受けた団体は、実施した事業の成果について、広く多くの市民に公開しなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、市ホームページへの情報提供や市長が企画する情報発信等の場において、必要な協力をしなければならない。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年6月27日告示第184号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年3月5日告示第42号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**別表第1 (第3条関係)**

	(1)新たな取組応援事業	(2)スタート応援事業
対象団体	10人以上で構成され、市内に主たる事務所を置くNPO又は地域活動団体	市内に主たる事務所を置くNPO法人で設立後3年以内のもの又は助成金申請後1年以内にNPO法人格の取得をしようとする団体
対象事業	新たに取り組む事業で、次に掲げるいずれかに該当するもの。 (1) 子育て、教育、福祉などの“ひとの元気”事業 (2) 支え合い、防犯、防災などの“地域の元気”事業 (3) 観光、国際、環境、文化、歴史などの“まちの元気”事業	活動開始期の基盤整備事業

対象経費	事業に直接的に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成金の交付対象としない。 (1) 団体の事務費などの経常的経費 (2) 団体の事務所等を維持するための経費 (3) 団体の構成員による飲食費、交通費及び宿泊費 (4) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼 (5) その他助成することが適当でないと認められる経費	活動開始期の基盤整備に係る経費とする（備品購入した場合は、NPO法人格取得後は、特定非営利活動促進法第32条の規定に従うこと。）。ただし、次に掲げる経費については、助成金の交付対象としない。 (1) 団体の事務費などの経常的経費 (2) 団体の事務所等を維持するための経費 (3) 団体の構成員による飲食費、交通費及び宿泊費 (4) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼 (5) その他助成することが適当でないと認められる経費
助成率	1/2	1/2
上限額	100,000円	50,000円
対象期間	助成を実施する当該年度の交付決定日から同年度2月末日まで	助成を実施する当該年度の交付決定日から同年度2月末日まで
交付制限	1団体につき1年度1事業	1団体につき1回のみ

別表第2（第5条関係）

新たな取組応援事業審査、評価基準表

審査項目	審査基準	評価基準	係数
課題 配点10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のニーズや課題を把握した内容となっている。</li> <li>実現性のある内容となっている。</li> <li>新たな発見や気づきがある。</li> <li>特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽</li> </ul>	各審査項目共通 A:大変よく当てはまる (5点) B:よく当てはまる(4点)	×2.0

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽が主目的の活動ではない。</li> <li>・ 会員相互の親睦活動になっていない。</li> </ul>	C : 当てはまる (3点) D : 少し当てはまる (2点) E : 当てはまらない (0点)	
新規性 配点5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体が今まで取り組んだことがない新たな内容となっている。</li> </ul>		×1.0
公益性 配点3.75点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容の公益性が明確となっている。</li> </ul>		×0.75
継続性 配点3.75点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 翌年度以降の活動に活かせる内容となっている。</li> </ul>		×0.75
やる気 配点7.5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施にあたっての熱意が感じられる。</li> </ul>		×1.5
委員の評価点 :			点 (30点満点)

※各委員の評価点の平均が24点以上でなければならない。

別表第3 (第5条関係)

スタート応援事業審査、評価基準表

審査項目	審査基準	評価基準	係数
意欲 配点10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の活動目的、目標が明確となっている。</li> <li>・ NPO法人化への本気度が感じられる。</li> </ul>	各審査項目共通 A : 大変よく当てはまる (5点) B : よく当てはまる (4点) C : 当てはまる (3点) D : 少し当てはまる (2点) E : 当てはまらない (0点)	×2.0
資金 配点5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の自主的な財源を確保しようとしている。(会費等)</li> </ul>		×1.0
継続性 配点5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の組織的な活動ができる体制が整っている。(役割、担い手等)</li> <li>・ 適正な事業計画及び資金計画が作成されている。</li> </ul>		×1.0
委員の評価点 :			点 (20点満点)

※各委員の評価点の平均が16点以上でなければならない。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第4条関係)

様式第8号 (第6条関係)